

令和7年度京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金

事前説明会

次 第

- 1 事業概要について
- 2 提出書類について
- 3 スケジュールについて
- 4 京都府介護・福祉職場業務改善支援センターについて

令和7年度
京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金
<手引き>

提出期間
令和7年7月11日(金)~8月18日(月)

京都府 健康福祉部 地域福祉推進課

1 募集概要

(1) 趣旨

新たな技術を活用した介護テクノロジーは、介護における身体的負担の軽減や業務の効率化に有効であるため、介護従事者が継続して就労するための環境整備に活用いただけるよう介護テクノロジーの導入に係る費用に対して補助金を交付します。

(2) 補助対象事業

事業	内容
介護テクノロジー等導入事業	<p>ア 介護テクノロジーを導入する事業</p> <p>・経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器等を導入する際の経費を対象とします。</p> <p>※公益財団法人テクノエイド協会が提供する「福祉用具情報システム」で「介護テクノロジー」として登録されている機器を補助対象とします。</p> <p>※介護テクノロジーと一体的に使用する Wi-Fi 機器や PC、タブレット端末等も付帯経費として計上することができます。</p> <p>イ その他</p> <p>・上記のアに該当しないもので、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると判断できる機器等を導入する際の経費を対象とします。</p> <p>※対象と認められる例</p> <ul style="list-style-type: none">(ア) 移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器 (床走行式リフト等)(イ) 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器 (一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等)(ウ) 生産性向上に資する福祉用具 (訪問介護事業所で使用するスライディングボード等)(エ) 職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器 (インカム等)(オ) バックオフィスソフト (電子サインシステム、給与、勤怠管理等)(カ) バイタル測定が可能なウェアラブル端末等
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業	介護テクノロジー等導入事業のうち、複数機種のテクノロジーを連動させることで、効果が高まると判断できる機器等を導入する際の経費を対象とします。

	<p>※対象と認められる事例</p> <p>ア 「介護業務支援」 (<u>【詳細は「質問集」問8参照】</u>) に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器</p> <p>イ 「介護業務支援」に該当する複数機種の機器</p> <p>ウ 介護記録ソフト+介護請求ソフト 等</p>
<p>導入支援と一体的に行う業務改善支援事業</p>	<p><u>コンサルティング会社等による支援事業</u></p> <p><u>生産性向上ガイドライン</u>に基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者（コンサルティング会社等）から、本事業による介護テクノロジーを導入する際に、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けるための費用を補助対象とします。</p>

(3) 補助対象者

きょうと福祉人材育成認証制度に参画（宣言事業者以上）し、以下のア又はイに該当する事業所

ア 京都府内の介護サービス事業所

イ 京都府内の養護老人ホーム又は軽費老人ホーム

【きょうと福祉人材育成認証制度については「質問集」問9参照】

(4) 申請要件

ア 事前説明会動画を視聴すること

イ 生産性向上に関するセミナーを受講のうえ、導入計画書を策定し、取組を進めること
【詳細は「質問集」問17参照】

ウ 科学的介護情報システム (LIFE) による情報収集に協力している又は介護テクノロジー導入後に LIFE に協力予定であること 【詳細は「質問集」問10参照】

エ セキュリティ対策自己宣言制度に基づき、その運営する介護サービスに関する情報セキュリティ対策に取り組むことを宣言していること 【詳細は「質問集」の問11参照】

オ 特定のサービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること
【特定のサービスは「質問集」問12参照】

カ 特定のサービスについては、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること
【特定のサービスは「質問集」問13参照】

(5) 補助対象経費

事業	対象経費
介護テクノロジー等導入事業	備品購入費、使用料、賃借料及び設置工事費等（ <u>メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の通信費、運搬費、保険料及び非装着の移乗支援機器に係る設置工事費並びに消費税及び地方消費税を除く。</u> ）
介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業	
介護テクノロジー等の導入と一体的に行う業務改善支援	委託費、コンサルタント料、役務費、専門家謝金、専門家旅費、報酬、報償費、生産性向上の研修に要する研修受講料、講師謝金、講師旅費、会場費、印刷製本費、資料費及び消耗品費等（ <u>消費税及び地方消費税を除く。</u> ）

(5) 補助限度額

事業	限度額
介護テクノロジー等導入事業	<p>以下に該当する介護テクノロジー1台当たり30万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動支援機器（屋外、屋内、装着） ・ 排泄支援機器（排泄予測・検知、排泄物処理、動作支援） ・ 見守り・コミュニケーション機器（見守り（施設）） ・ 見守り・コミュニケーション機器（見守り（在宅）） ・ 見守り・コミュニケーション機器（コミュニケーション） ・ 介護業務支援機器（介護ソフト以外） ・ 機能訓練支援機器 ・ 食事・栄養管理支援機器 ・ 認知症生活支援・認知症ケア支援機器 <p>【所要額調書の作成方法に関する留意事項については「質問集」問2参照】</p> <p>以下に該当する介護テクノロジー1台当たり100万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移乗支援機器（装着型、非装着型） ・ 入浴支援機器 ・ 「（2）補助対象事業」の「イ その他」に該当する機器

	<p><u>介護ソフトを導入する1事業所当たり以下のとおり</u></p> <p>職員数に応じて必要なライセンス数変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合は、以下の金額、それ以外の方式の契約の場合は一律<u>250万円</u>を基準額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1名以上10名以下 100万円</u> ・ <u>11名以上20名以下 150万円</u> ・ <u>21名以上30名以下 200万円</u> ・ <u>31名以上 250万円</u> <p>※訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に<u>5万円</u>を加算することができます。</p> <p><u>【職員数の考え方は「質問集」問14参照】</u></p> <p><u>【介護ソフトを導入する場合の留意事項は「質問集」問15参照】</u></p> <p><u>【介護ソフトの見積書作成に関する留意事項については「質問集」問16参照】</u></p>
介護テクノロジーの パッケージ型導入支 援事業	<u>1事業所当たり1,000万円</u>
介護テクノロジー等 の導入と一体的に行 う業務改善支援	<u>1事業所当たり45万円</u>

※介護テクノロジー機器等と一体的に使用するPC、タブレット端末等の1台当たりの上限額は10万円以内となります。

(6) 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合の端数は、切り捨てる。）及び補助限度額を比較していずれか少ない額を限度とします。

2 事前協議

事前協議は、法人単位とします。（以下、交付申請書及び実績報告書等も同様。）

※要件を満たす申請が予算額を超えた場合は、過去に京都府介護テクノロジー等定着支援事業、京都府介護ロボット等導入支援事業補助金又は京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金の交付を受けて介護テクノロジー等を導入した実績のない法人・事業所を優先して採択します。

また、交付額の調整（減額）を行うことがあります。

(1) 提出書類（様式は京都府HPからダウンロードしてください。）

- 事前協議書
- 導入計画書
- 所要額調書
- 見積書（写し）
- 導入する介護テクノロジー等のカタログ

【提出書類の留意事項については「質問集」問25を参照】

(2) 提出期間

令和7年7月11日（金）から令和7年8月18日（月）17時（必着）

(3) 事業実施期間

交付決定日から令和8年2月28日（土）まで

(4) 提出方法

郵送、持参又はメールによる提出

※提出先は下部の【書類提出先】のとおりです。

※メールで提出する場合は件名に以下のとおり記載してください。

「（法人名）R7介護テクノロジー等定着補助金事前協議書」

(5) 内示（予定）

後日、選定結果は文書にて通知します。

選定されなかった場合もその旨を通知します。

3 交付申請

交付申請は内示を受けた法人に限ります。提出書類、提出期限については、別途通知します。

なお、内示を受けた内容を変更することは、原則できません。

4 補助事業の事前着手

交付決定日後の事業着手が原則ですが、「事前着手届」の提出により、令和7年4月1日以降の着手が可能です。ただし、内示前に事前着手されても交付を保証するものではありません。

5 事業計画の変更等

交付申請後、以下の場合等は、手続きが必要となりますので、必ず京都府の担当者宛て事前にご相談の上、必要書類を郵送又は持参により提出してください。

- (1) 事業計画の変更
- (2) 事業の中止、廃止
- (3) 地位の承継
- (4) 事業の遅延

6 実績報告

指定の期日までに実績報告書を御提出いただきます。

7 補助金の額の確定

提出された実績報告書の内容を審査の上、確定した交付額を文書により通知するとともに補助金の交付を行います。

8 導入効果の報告

介護テクノロジー等の導入効果を検証するために、実績報告書とは別に導入効果報告書を事業完了後、提出いただきます。また、別途、厚生労働省においても効果検証等を行っており、別途、厚生労働省あてに効果報告等を行うこととなりますので御留意ください。(別途通知あり。)

(1) 提出期限

令和8年4月10日、令和9年4月9日及び令和10年4月10日までにそれぞれ前年度の報告書を提出してください。

(2) 導入効果報告書については、内容を公表する可能性があります。

9 注意事項等

○他の補助金、助成金との併用について

国、地方公共団体又は民間団体からの補助金、交付金その他の給付金（本補助金及び「1 募集概要(3)」に掲げる事業を対象として市町村が交付する補助金を除く。）の交付を受けて実施する事業については、補助金の交付の対象としません。

【書類提出先】

京都府 健康福祉部地域福祉推進課 福祉人材・法人指導係
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話：075-414-4561
FAX：075-414-4615
E-mail：chifukuhojo@pref.kyoto.lg.jp

令和7年度
京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金
<質問集>

京都府 健康福祉部 地域福祉推進課

目次

- 問1 「介護テクノロジー等」とは何か。
- 問2 補助金の事前協議等は法人単位か。
- 問3 同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。
- 問4 年度途中から補助対象機器等のリースを行う場合の補助対象となる期間はいつか。
- 問5 消費税は補助対象経費か。
- 問6 介護ソフト等の購入形態による補助はどのようになるか。
- 問7 補助金交付申請額の1,000円未満切り捨ての取扱いはどうか。
- 問8 「介護業務支援」の定義について教えてほしい。
- 問9 どのようにきょうと福祉人材育成認証制度の宣言手続きをすればよいのか。
- 問10 補助要件である「科学的介護情報システム（LIFE）の情報収集に協力している又は介護テクノロジー導入後に協力予定である」とは、どのような内容を想定しているか。
- 問11 補助対象要件のセキュリティ対策自己宣言制度は、どのような内容を想定しているか。
- 問12 どのようなサービスが利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置しなければならないのか。
- 問13 どのようなサービスが令和7年度内に「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始しなければならないのか。
- 問14 介護ソフトは職員数に応じて補助限度額が決められているが、職員数の考え方について教えてほしい。
- 問15 介護ソフトを導入する場合の留意事項について教えてほしい。
- 問16 一つの介護ソフトを複数の事業所で導入する場合、見積書をどのように作成すればよいのか。
- 問17 生産性向上に関するセミナーはどのようなものを受講すればよいのか。
- 問18 生産性向上に関するセミナーを受講する時期はいつでもよいのか。
- 問19 生産性向上に関するセミナーの受講はどのように確認するのか。
- 問20 介護テクノロジーの導入にあたって、複数の機種を導入してもよいのか。
- 問21 他の補助金と重複して申請することは可能か。
- 問22 事前協議をしても採択されない場合があるのか。
- 問23 まだサービスを提供していないが、申請してもよいのか。
- 問24 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は対象になるか。
- 問25 1つの法人から複数の事業所の申請は可能か。
- 問26 例えば、見守り支援機器とWi-Fiを導入する場合、どのように所要額調書を作成すればよいのか。

問 1

Q : 「介護テクノロジー等」とは何か。

A : 「介護ロボット等」及び「ICT機器等」の総称です。

問 2

Q : 補助金の事前協議等は法人単位か。

A : 事前協議は法人単位で行ってください。

なお、補助金の申請についても、法人単位で行ってください。また、複数の介護サービス事業所で申請する場合は、事業所ごとに導入計画及び所要額調書を別葉としてください。

ただし、空床利用型の短期入所生活介護または短期入所療養介護は、別葉とする必要はありません。

問 3

Q : 同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。

A : 指定ごとに1事業所となるため、併設されていても2事業所とカウントします。

問 4

Q : 年度途中から補助対象機器等のリースを行う場合の補助対象となる期間はいつか。

A : リースの場合には、一定期間ごとにリース代の支払いが想定されますが、補助金申請年度の2月末までの経費を対象としています。

問 5

Q : 消費税は補助対象経費か。

A : 対象外です。

問6

Q：介護ソフト等の購入形態による補助はどのようになるか。

A：介護ソフト等の補助額の考え方は「補助対象額＝事業実施期間における支払金額」となります。例えば、使用权（ライセンス）が複数年の介護ソフトでも、事業実施期間に全額支払った場合は全額が補助対象となります。

問7

Q：補助金交付申請額の1,000円未満切り捨ての取扱いはどうか。

A：補助対象経費に補助率を乗じて得た額について、1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切捨てるものとします。

(例：所要額調書)

- 介護テクノロジー等導入事業
→(C)欄に記載する金額に1,000円未満の端数が生じた場合は端数を切捨て
- 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業
→(Q)欄合計欄に記載する金額に1,000円未満の端数が生じた場合は端数を切捨て
- 介護テクノロジーの導入と一体的に行う業務改善支援事業
→(W)欄合計欄に記載する金額に1,000円未満の端数が生じた場合は端数を切捨て

問8

Q：「介護業務支援」の定義について教えてほしい。

A：別添「介護テクノロジー利用の重点分野」に記載のとおり「介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等への介護サービス提供に関わる業務に活用することを可能とする機器・システム」のことを指します。

具体的な機器等については、公益財団法人テクノエイド協会が提供する「[福祉用具情報システム](#)」でご確認ください。

問9

Q：どのようにきょうと福祉人材育成認証制度の宣言手続きをすればよいのか。

A：京都府福祉人材サポートセンター事務局（電話 075-693-8703）にお問い合わせください。ホームページについては以下のとおりです。

[<きょうと福祉人材育成認証制度の概要 < 事業者の方 | 京都福祉情報サイト【kyoto294.net】 >](#)

問 1 0

Q : 補助要件である「科学的介護情報システム（LIFE）の情報収集に協力している又は介護テクノロジー導入後に協力予定である」とは、どのような内容を想定しているか。

A : 介護ソフトを用いて当該システムへ利用者の情報やサービス提供に関する内容を提出することや当該システムからフィードバックを受けた情報からサービスの実施状況・結果の把握、利用者像や利用者の課題の把握を行うこと等を想定しています。

問 1 1

Q : 補助対象要件のセキュリティ対策自己宣言制度は、どのような内容を想定しているか。

A : 独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★二つ星」のいずれかを宣言していることが補助対象要件となります。

なお、事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として宣言を申し込んでください。

（補足）SECURITY ACTION について

独立行政法人情報処理推進機構が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

「SECURITY ACTION」の概要説明

<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>

「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」

<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>

問 1 2

Q : どのようなサービスが利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置しなければならないのか。

A : 該当するサービスは以下のとおりです。

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設

- 介護医療院
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

問 1 3

Q : どのようなサービスが令和7年度内に「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始しなければならないのか。

A : 該当するサービスは以下のとおりです。

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 居宅療養管理指導
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 居宅療養管理指導
- 夜間対応型訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 認知症対応型通所介護
- 地域密着型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 居宅介護支援
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- 介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）
- 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護

- 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 介護予防支援
- 訪問型サービス（みなし）
- 訪問型サービス（独自）
- 訪問型サービス（独自／定率）
- 訪問型サービス（独自／定額）
- 通所型サービス（みなし）
- 通所型サービス（独自）
- 通所型サービス（独自／定率）
- 通所型サービス（独自／定額）

問 1 4

Q：介護ソフトは職員数に応じて補助限度額が決められているが、職員数の考え方について教えてほしい。

A：職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数のことを指します。また、その職員数には、管理者や生活相談員等の職員も算入いただいて差し支えありません。

問 1 5

Q：介護ソフトを導入する場合の留意事項について教えてほしい。

A：介護ソフトを導入する場合は、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであり、転記等の業務が発生しないものであることを確認してください。

また、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所のいずれかの事業所において、介護ソフトを導入する場合、以下の点を販売元等に確認してください。

- 「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること
- 公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていること

問 1 6

Q : 一つの介護ソフトを複数の事業所で導入する場合、見積書をどのように作成すればよいのか。

A : 原則として見積書は事業所ごとに作成してください。
同一法人で一つの介護ソフトを導入し、複数の事業所で使用する場合は、職員数等で按分のうえ、事業所ごとに計上してください。
なお、その際には、按分したことが分かる資料を添付してください。

問 1 7

Q : 生産性向上に関するセミナーはどのようなものを受講すればよいのか。

A : 該当のセミナーは以下のような研修が対象です。

- ・ 京都府社会福祉協議会主催の「生産性向上推進セミナー」
- ・ 厚生労働省委託事業の「生産性向上ビギナーセミナー」
(URL) [厚生労働省 令和7年度 介護現場の生産性向上に関する普及加速化事業一式生産性向上ビギナーセミナー / 生産性向上フォローアップセミナー | セミナー・イベント | NTT データ経営研究所](#)
- ・ 厚生労働省委託事業の「生産性向上フォローアップセミナー」
(URL) [厚生労働省 令和7年度 介護現場の生産性向上に関する普及加速化事業一式生産性向上ビギナーセミナー / 生産性向上フォローアップセミナー | セミナー・イベント | NTT データ経営研究所](#)
- ・ 京都府が実施する生産性向上に関するセミナー
 - ① 「生産性向上を行うリーダーのためのマネジメント研修」
 - ② 「テーマ別セミナー福祉業界のDX リテラシー①」
 - ③ 「テーマ別セミナー福祉業界のDX リテラシー②」
 - ④ 「テーマ別セミナー福祉業界のDX リテラシー③」
 - ⑤ 「生産性向上に関するビギナー向けのセミナー」※詳細は以下の URL からご確認ください。
①～④ : [テーマ別セミナー](#)
⑤ : [R7 生産性向上セミナー チラシ](#)

なお、令和7年6月11日及び13日に開催された生産性向上推進セミナーに参加された事業所については、改めてオンデマンド形式で受講する必要はありません。

問 1 8

Q : 生産性向上に関するセミナーを受講する時期はいつでもよいのか。

A : 効果的な機器等の導入につなげるため、補助金の導入計画書を作成する前に受講してください。

問 1 9

Q：生産性向上に関するセミナーの受講はどのように確認するのか。

A：報告書や復命書等の研修受講者名、受講日、受講内容が分かるものを交付申請時に提出していただきます。
なお、様式は任意です。

問20

Q：介護テクノロジーの導入にあたって、複数の機種を導入してもよいか。

A：補助は1機種限りであり、同一年度内に複数の機種を同一の目的で導入する場合、複数の機種への補助は認めることはできません。
(例：2種類の介護ソフトを導入する場合等)

問21

Q：他の補助金と重複して申請することは可能か。

A：他の補助金の補助要件や補助対象経費が同一のものである場合は、本事業の補助対象とはならないのでご注意ください。

問22

Q：事前協議をしても採択されない場合があるのか。

A：予算の範囲内で補助金を交付するため、採択されない場合があります。
予算を超えた場合は、より多くの事業所での導入を促進する観点から、過去に当該補助金や京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金の交付を受けて介護テクノロジー等を導入した実績のない法人・事業所を優先して採択します。
また、交付額の調整（減額）を行う場合があります。

問23

Q：まだサービスを提供していないが、事前協議の対象となるか。

A：交付申請時までには、指定等を受け、サービスを開始している必要があります。

問24

Q : 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は対象になるか。

A : 「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合のみ対象となります。

問 2 5

Q : 1つの法人から複数の事業所の申請は可能か。

A : 可能です。

提出書類については法人でとりまとめて提出してください。

なお、提出書類は以下のとおり作成してください。

- 事前協議書 ← 法人単位
- 導入計画書 ← 事業所単位
- 所要額調書 ← 事業所単位
- 見積書 ← 事業所単位
- カタログ ← 事業所単位

問 2 6

Q : 例えば、見守り支援機器と Wi-Fi を導入する場合、どのように所要額調書を作成すればよいのか。

A : 見守り支援機器と Wi-Fi の経費を見守り支援機器の導入台数で按分した金額を所要額調書に入力してください。

京都府知事 様

(法人にあっては、主たる事業所の所在地)

住所

(法人にあっては、法人名称、代表者の役職及び氏名)

氏名

京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金事前協議書

京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金に係る事前協議書について、下記のとおり提出します。

記

1 協議する補助区分

	事業名
<input type="checkbox"/>	介護テクノロジー等導入事業
<input type="checkbox"/>	介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業
<input type="checkbox"/>	介護テクノロジーと一体的に行う業務改善支援事業

2 事前協議額

円

優先順位	法人名	事業所名	住所	サービス種別	事前協議額 (円)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※行が足りない場合は適宜追加してください。

3 補助要件

交付申請に以下の要件を満たしている必要があります。

補 助 要 件	確 認 欄
・きょうと福祉人材育成認証制度への参画	
・セキュリティアクションの宣言	
・科学的介護情報システムの活用	
・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に係る委員会の設置状況 (該当する事業所のみ)	
・ケアプランデータ連携システムの活用予定状況 (該当する事業所のみ)	
・導入する介護ソフトは「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有している (該当する事業所のみ)	
・導入する介護ソフトは公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っている (該当する事業所のみ)	

※補助要件については交付申請時に要件を満たしていることを確認します。

4 生産性向上に関する研修等の参加状況

研 修 名	
受講（予定）日	
事前説明会の動画視聴日	

5 交付実績

交付年度	法人名	事業所名	サービス種別	交付額（円）

※京都府介護テクノロジー等定着支援事業補助金、京都府介護ロボット等導入支援事業補助金及び京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金の

交付を受け、介護ロボット及びICT機器等を導入した実績がある場合は記載願います。

(今回事前協議の対象とされている事業所以外も含め、法人全体の交付実績についても記載願います)

6 添付書類

- (1) 導入計画書（別紙1）
- (2) 所要額調書（別紙2）
- (3) 見積書（写し）
- (4) 導入する介護テクノロジー等のカタログ
- (6) その他参考となる書類

(担当者名等)

事業所名	
郵便番号	〒
住所	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

※本欄には、本事前協議書にかかる対応をいただく事業所及び担当者の連絡先を記載願います。

(事前協議の結果通知は、本欄記載の事業所住所に郵送します。)

導入計画書

事業所名	
サービス種別	
職員数	

(1) 導入する介護テクノロジー等の名称、台数及び導入時期（又は賃借期間）			
機器の種類	機器の名称	台数	時期又は期間
(2) 介護テクノロジー等を導入して解決したい課題			
(3) 介護テクノロジー等を活用して行う取組内容			
(4) 介護テクノロジー等を導入して達成する目標及び期待する効果			
1年目			
2年目			
3年目			
(5) 介護テクノロジー等導入後の収支改善が見込まれた場合の賃金への還元方法と職員への取組内容の周知方法			

- 注
- 1 複数の介護サービス事業所で申請する場合は、事業所ごとに別葉で作成してください。
 - 2 (4)欄は、介護又は業務に要する時間の短縮、負担の軽減効果、介護従事者及び利用者の満足度等具体的な評価指標に基づき、導入後3年が経過するまでの目標及び効果を記載してください。

○令和7年度介護テクノロジー等定着支援事業スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8.1月	2月	3月
	事前協議受付 (7月11日から)	事前協議終了 (8月18日まで)		内示結果通知	交付決定	←—————→			
							事業実施期間		

○今年度の採択の考え方

要件を満たす協議が予算額を超えた場合は、過去に京都府介護ロボット等導入支援事業補助金及び京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金の交付を受けて介護ロボット、介護ロボット通信機器等及びICT機器等を導入した実績のない法人・事業所を優先して採択します。また、交付額の調整（減額）を行うことがあります。

※R7当初予算額 167,000千円（国庫133,600千円、一般財源33,400千円）

京都府介護・福祉職場 業務改善支援センター

2025.5.30

OPEN

介護・福祉職場の生産性向上の取り組みをサポートします！

あなたの事業所・施設で、こんなお悩みはありませんか？

- ・日々、業務に追われて忙しい
- ・利用者との時間がとれない
- ・サービスの質を上げるためにはどうしたらいいの？



- ・生産性向上と言われても何からどう始めれば・・・
- ・介護ロボット・ICTとはどんなもの？



介護・福祉職場でのお困りごとについて、お気軽に御相談ください。

京都府介護・福祉職場業務改善支援センターでは、介護・福祉職場の生産性向上に関する取り組みを支援するため、業務改善等の各種相談や、セミナー開催、専門家派遣等を行います。

【対象事業所】介護サービス事業所、障害者施設、児童養護施設、保育所等

京都府介護・福祉職場業務改善支援センター

問い合わせ先

☎ 090-1637-3290

受付時間 9:00～16:30（12:00～13:00を除く/土日祝日を除く）

相談費用 無料

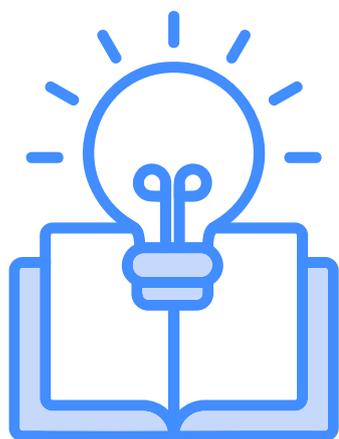
E-Mail seisansei@kyoshakyo.or.jp

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375
府立総合社会福祉会館 地下1階

京都府介護・福祉職場業務改善支援センター 令和7年度事業内容

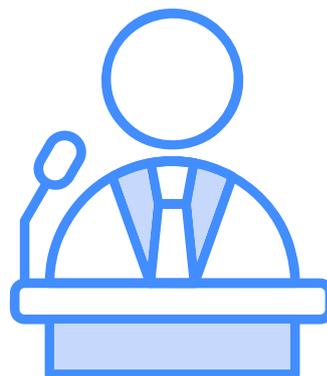
普及推進・情報発信

生産性向上の取り組みの普及推進・
情報発信を行います。



セミナー開催

- ・生産性向上について、具体的な手法を学ぶセミナーを開催します。
- ・好事例の勉強会・見学会等を開催します。



相談窓口の設置

- ・介護・福祉事業所からの各種相談を受け付けます。
(生産性向上に関連した内容等)
- ・必要に応じて、専門家を派遣します。※



※専門家派遣の内容によっては、費用がかかることがあります。

伴走支援

セミナー参加者等を対象に、地域等での勉強会の開催や専門家による継続的な関わりにより、生産性向上の取り組みを支援します。

